

2021（令和3）年9月30日

〒277-0005

千葉県柏市柏 260-11

株式会社ヘルスアップ

代表取締役 池田あきみつ 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

理事長 池本



再々申入書

貴社が販売する「薬用デニール」のインターネット広告に関して、当会から令和3年6月7日付け再申入書に対し、貴社より同年6月18日付けにて回答書をいただきました。

同回答書においてご回答いただいた点について、下記貴社のホームページを確認し、回答どおりの修正をしていただいたことを確認しました。

貴社におかれては、当会の再申入れをふまえ、ホームページ上の広告表示につき修正をしていただきましたが、貴社の広告表示に従前から存在する、以下の表示については、なお、消費者の誤認を招きかねない表示といえますので、改めて再々申入れをいたします。

記

(i) https://shizen-labo.jp/lp/E3ST/?rt_ck=3137.201101305783

(ii) https://shizen-labo.jp/lp/E3ST/?rt_ck=3137.201101465113

(トクトクコース(初回限定価格500円)の広告。令和3年9月28日現在)

つきましては、本申入れに対する貴社の今後のご対応について、令和3年10月14日までに、書面にて、当会までご連絡くださるようお願いいたします。

なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

(i) 及び (ii) のホームページ広告における以下の表示につき、使用を停止し、もしくは適切な表示へ修正してください。

「トクトクコース初回限定価格

通常価格7,375円(税込)→500円(税込)」

(別紙の広告表示)

第2 申入れの理由

1 令和3年2月3日付け申入書兼要望書及び令和3年6月7日付再申入書でも述べましたように、貴社が運営する前記(i)及び(ii)のインターネットサイトにて、消費者が申し込むこととなるトクトクコースは4回の購入及び5回目以降の自動継続購入が前提となる定期購入契約です。

2 当会の令和3年6月7日付再申入書でも指摘しましたように、そもそも定期購入契約は、複数回の商品購入が前提となっており、客観的にみれば、消費者が申し込む注文内容は、初回分の商品購入のみではなく、貴社が定めた複数回の商品購入です。そして、このことは、消費者が定期購入契約を申し込むかどうかにあたって重要な取引条件といえます。

定期購入契約の場合、申込みをしようとする消費者にとって重要なのは、複数回において商品を購入しなければならないということと、消費者が負担することとなる購入価格や送料の総額です。

この点、貴社が販売する商品は定期購入契約であるにもかかわらず、初回の商品価格について、「初回限定価格 通常価格7,375円(税込)→500円(税込)」などと表示されており、なお、消費者をして、初回のみ限定で500円にて商品を購入できるとの誤認(定期購入契約ではないという誤認)を生じさせるものといえますし、そもそも「初回限定」という表示は、複数回の商品購入が前提であることと矛盾する表示といわざるをえません。

3 したがって、前記第1の表示は、商品の価格その他の取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものとして、景品表示法5条2号(有利誤認表示)及び特定商取引法12条(誇大広告等の禁止)に違反しますので、適切な表示へ修正してください。

4 なお、<https://shizen-labo.jp/lp/M4VB/>のホームページでは、貴社が同年3月2日付け回答書及び同年6月18日付け回答書にて削除ないし修正するとご回答された表示がそのまま残っておりますので(令和3年9月28日現在)、こちらの広告表示も速やかに削除、修正してください。

また、他のインターネットサイトにおいても、同様の広告表示が残っている場合には、速やかに削除修正してください。

以上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
担当事務局 加藤

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-829-7444